第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016 ¹⁾
日本 ²⁾ JPN					引)(Yen/hour)		
	668	730	749	764	780	798	798
アメリカ USA						(ドル/時間	(US\$/hour)
	5.15	$7.25^{3)}$	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25
イギリス ⁴⁾ GBR						(ポンド/民	詩間)(£/hour)
一般(21~歳/age)	5.05	5.93	6.19	6.31	6.50	6.70	6.70
若年者(18~20)	4.25	4.92	4.98	5.03	5.13	5.30	5.30
若年者(16~17)	3.00	3.64	3.68	3.72	3.79	3.87	3.87
ドイツ DEU						(ユーロ/時間	(Euro/hour)
	_	_	_	_	_	8.5	8.5
フランス ⁵⁾ FRA						(ユーロ/時間	引)(Euro/hour)
	8.03	8.86	9.40	9.43	9.53	9.61	9.67
中国 ⁶⁾ CHN						(元/月)(Yuan/month)
深圳市/Shenzhen	690	1,100	1,500	1,600	1,808	2,030	2,030
上海市/Shanghai	690	1,120	1,450	1,620	1,820	2,020	2,020
北京市/Peking	580	960	1,260	1,400	1,560	1,720	1,720
韓国 KOR						(ウォン/時間	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	3,100	4,110	4,580	4,860	5,210	5,580	6,030
タイ THA	(バンコク/Bangkok)			(バーツ/日)(Baht/day)			
- 0\	_	206	300 ⁷⁾	300	300	300	300
インドネシア ⁸⁾ IDN	(ジャカルタ特別州/Jakarta)				(ルピア/月)(Rupiah/month)		
	711,843	1,118,900	1,529,150	2,200,000	2,441,000	2,700,000	
フィリピン ⁹⁾ PHL	(マニラ首都圏/Metro Manila)						∃)(Peso/day)
非農業/Non-agriculture	325	404	456	466	466	481	481
農業/Agriculture	288	367	419	429	429	444	444
インド IND	(デリー政府直轄地/Delhi) ¹⁰⁾				(ルピー/目)(Rupee/day)		
	121.75	203	279	297	329	348	353
ベトナム ¹¹⁾ VNM	(第1地域:ハノイ,ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)(千ドン/月)(1,000Da						Dong/month)
	626	1,340	2,000	2,350	2,750	3,100	3,500
ラオス LAO						(キープ/月)(KIP/Month)
	290,000	569,000	626,000	626,000	626,000	900,000	900,000
カンボジア ¹²⁾ KHM						(米ドル/月)	(US\$/Month)
	45	61	61	80	100	128	140

資料出所 各国労働省及び統計局資料

- (注) 1) 2016年は1月時点の最低賃金額。
 - 2) 日本は地域別最低賃金額の全国加重平均値。2015年10月の改定額が次回改定(2016年10月頃)まで適用される。
 - 3) 2009年7月24日から。
 - 4) 毎年10月に改定。なお,2010年に一般額の適用対象年齢の下限を22歳から21歳に引き下げ。
 - 5) 2010年より原則として毎年1月1日に改定。
 - 6) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。
 - 7) 2012年4月よりバンコクなど7県。各県ごとの地域最賃から全国一律最賃へと制度が変わり、他の70県は2013年1月から日額300バーツに改定(バンコクほか7県は据え置き)。この金額は2016年6月末まで適用予定。
 - 8) 2016年の金額は1月から適用。
 - 9) 2001年から緊急生活手当(COLA)を含む。2015年の改定は4月から適用。2016年の改定は未 定-
 - 10) 未熟練労働者対象。
 - 11) 2009年までは「外資系企業」と「地場企業」の最賃額は別立てであり、ここに掲載したのは外資系企業の最賃額。2010年から両者を統一した制度となった。2016年の金額は1月から適用。
 - 12) 衣料・はき物製造業の最低賃金。表示は通常米ドルが用いられる。1米ドルは現地通貨に換算すると4,002リエル(2016年2月現在)。